

## 令和6年第2回中間市議会定例会会期日程

(会 期 6月18日～7月4日：17日間)

月 日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
6月18日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 同意案第1号・同意案第2号 3. 承認第2号～承認第8号 4. 第33号議案～第37号議案 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」
6月19日	水	休 会		
6月20日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第2号～承認第8号 3. 第33号議案～第37号議案 [ 質疑・討論・採決・委員会付託 ]
6月21日	金	休 会		
6月22日	土	休 会		
6月23日	日	休 会		
6月24日	月	休 会	委員会	
6月25日	火	休 会	委員会	
6月26日	水	休 会	委員会	
6月27日	木	休 会		
6月28日	金	休 会	委員会	
6月29日	土	休 会		
6月30日	日	休 会		
7月 1日	月	休 会		
7月 2日	火	休 会		
7月 3日	水	休 会		
7月 4日	木	開 議 午前10時		1. 第33号議案～第37号議案 2. 意見書案第4号～意見書案第6号 3. 決議案第1号 「 提案理由説明・委員長報告 」 「 質疑・討論・採決 」



## 諸 般 の 報 告

第2回中間市議会定例会

令和6年6月18日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和6年3月22日、4月15日、5月21日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- |                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 令和5年度一般会計及び特別会計等  | 令和6年1月～3月分      |
| (2) 令和5年度中間市水道事業会計    | 令和6年1月～2月分      |
| (3) 令和5年度中間市公共下水道事業会計 | 令和5年12月～令和6年2月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和6年3月25日、4月15日、5月20日、6月10日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1) 都市計画課 | 令和3年度<br>令和4年度          |
| (2) 建設課   | 令和3年度<br>令和4年度          |
| (3) 健康増進課 | 令和2年度<br>令和3年度<br>令和4年度 |
| (4) 環境保全課 | 令和2年度<br>令和3年度          |

	令和4年度
(5) 安全安心まちづくり課	令和3年度 令和4年度 令和5年度
(6) 生涯学習課	令和2年度 令和3年度 令和4年度
(7) 中間東小学校	令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度
(8) 底井野小学校	令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度

3. 地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分の報告書を、令和6年5月24日付で市長から下記のとおり受領した。

#### 記

(1) 損害賠償の額を定め、和解することについて

- ・相手方 春日市在住 男性
- ・事故の概要
 

事故発生日時	令和6年1月28日（日）午後2時15分頃
事故の発生場所	中間市大字上底井野1388
事故の状況	市職員が市内火災防ぎょ困難地域の調査に出向した際、道路が狭隘な上記発生場所を消防自動車で通行中、相手方家屋の屋根瓦と接触し、損傷させた。

・ 損害賠償の額 23,980円

4. 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度中間市一般会計繰越明許費繰越計算書を、令和6年5月27日付で市長から受領した。

5. 地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和5年度中間市水道事業会計継続費繰越計算書を、令和6年6月4日付で市長から受領した。

(意見書の提出)

6. 令和6年3月21日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対してそれぞれ送付した。

#### 記

- (1) 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書
- (2) 官房機密費の廃止と従前の使途の公開を求める意見書
- (3) 企業・団体献金の全面禁止等に関する意見書



議事日程 (第1号)

令和6年6月18日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第1号 中間市等公平委員会委員の選任について  
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 同意案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(令和6年度中間市一般会計補正予算 (第1号) )
- 日程第 5 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第1号) )
- 日程第 6 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(令和6年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算 (第1号) )  
(日程第4～日程第6 提案理由説明)
- 日程第 7 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(中間市市税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(中間市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 9 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
(日程第7～日程第9 提案理由説明)
- 日程第10 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(損害賠償の額を定め、和解することについて)  
(日程第10 提案理由説明)
- 日程第11 第33号議案 令和6年度中間市一般会計補正予算 (第2号)  
(日程第11 提案理由説明)
- 日程第12 第34号議案 水槽付消防ポンプ自動車の購入について  
(日程第12 提案理由説明)

日程第13 第35号議案 中間市道路線の廃止について

日程第14 第36号議案 中間市道路線の認定について

日程第15 第37号議案 中間市道路線の変更について

(日程第13～日程第15 提案理由説明)

日程第16 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員 (16名)

1番 小林 信一君	2番 堀田 克也君
3番 田口 善大君	4番 蛙田 忠行君
5番 柴田 芳信君	6番 田口 澄雄君
7番 山本 慎悟君	8番 安田 明美君
9番 掛田るみ子君	10番 中尾 淳子君
11番 阿部伊知雄君	12番 大和 永治君
13番 柴田 広辞君	14番 下川 俊秀君
15番 井上 太一君	16番 中野 勝寛君

---

欠席議員 (0名)

---

欠 員 (0名)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	福田 浩君	副市長 ……………	田代 謙介君
教育長 ……………	蔵元 洋一君	総務部長 ……………	後藤 謙治君
未来創造部長 ……	井上 篤君	未来創造部参事 ……	村上 智裕君
市民部長 ……………	北原 鉄也君	保健福祉部長 ……	冷牟田 均君
福祉事務所長 ……	岩切 伸一君	教育部長 ……………	清水 秀一君
建設産業部長 ……	白石 和也君		
環境上下水道部長 ……………			亀井 誠君
消防長 ……………	高野 智宏君	総務課長 ……………	久野 朋博君

財政課長 …………… 持田 将一君      課税課 …………… 大内 智二君  
人権男女共同参画課長 …………… 石井 浩司君  
福祉支援課長 …… 山本 竜男君      健康増進課長 …… 八汐 雄樹君  
こども未来課長 …… 松原 邦加君      建設課長 …………… 小土井 崇君  
消防本部次長 …… 上本 聡君      消防総務課長 …… 波多野暢俊君

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 志垣 憲一君      書 記 熊谷 浩二君  
書 記 山本 和美君      書 記 黒川美寿穂君

---



午前 10 時 00 分開会

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しております。これより、令和 6 年第 2 回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項は、お手元に配付しております。朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第 1. 会期の決定

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から 7 月 4 日までの 17 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は 17 日間と決しました。

---

### 日程第 2. 同意案第 1 号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 2、同意案第 1 号、中間市等公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

同意案第 1 号、中間市等公平委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

中間市等公平委員会委員であります杉野貴人氏の任期が今月 30 日で満了となりますことから、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ、人事行政に優れた識見を有しておられます同氏を引き続き選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項及び中間市等公平委員会共同設置規約第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、同意案第1号、中間市等公平委員会委員の選任についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、同意案第1号については、これに同意することに決しました。

---

### 日程第3. 同意案第2号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第3、同意案第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

同意案第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会委員であります竹内稔氏の任期が今年21日で満了となりますことから、固定資産の評価について学識経験を有しておられます同氏を引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、同意案第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、同意案第2号については、これに同意することに決しました。

---

#### 日程第4. 承認第2号

#### 日程第5. 承認第3号

#### 日程第6. 承認第4号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第4、承認第2号から日程第6、承認第4号までの専決処分3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

承認第2号、令和6年度中間市一般会計補正予算(第1号)につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

今回の補正は、昨年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく対策のうち、令和6年度に実施することとされた定額減税を補足する給付及び低所得者に対する支援について、関連する経費を計上するものでございます。

まず、定額減税を補足する給付につきまして、ご説明申し上げます。給付の前提となる

定額減税につきましては、3月定例市議会において、関連経費を計上した補正予算の専決処分をご報告した際にご説明したとおり、令和6年度税制改正におきまして、納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円を減税することが決定されております。

この定額減税を補足するものとして、扶養家族等の人数に応じて算定される減税額が定額減税を行う前の所得税額又は個人住民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合には、1万円単位でその差額を給付することとなっております。

次に、低所得者に対する支援につきましては、3月定例市議会で給付に係る予算の専決処分をご承認いただき、住民税均等割のみ課税世帯に対しては、一世帯当たり10万円を基礎として、また、子育て世帯のうち住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対しては、世帯員である18歳以下の児童一人当たり5万円を加算して、既に令和5年度から給付を開始しているところでございます。

さらに、令和6年度におきましては、新たに住民税非課税等の条件に該当することとなる世帯に対しても、同様に給付を実施するよう国から方針が示されております。

これらの事業の実施に当たりましては、令和6年度の住民税課税情報に基づき、対象となる人数や世帯数を算定する必要がありますが、その情報は、課税計算処理を行う時期である4月下旬頃まで把握できない状況でございました。

その一方で、国の方針に沿って事業を早期に実施するためには、各種給付に係るシステム改修や給付準備に早急に取り掛かる必要があることにより、いずれも緊急に執行する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、関連経費を計上した補正予算を先月1日付けで専決処分したものでございます。

補正予算の具体的な内容といたしましては、まず、歳出につきましては、総務費におきまして、定額減税補足給付金の給付に係るものとして、給付金受付・コールセンター運営業務委託料等の事務費に2,370万円、定額減税補足給付金に3億9,500万円を計上いたしております。

次に、民生費におきましては、新たに住民税非課税及び均等割のみ課税となる世帯に対する物価高騰緊急支援給付金の給付に係る経費として、システム改修委託料等の事務費に420万円、物価高騰緊急支援給付金に1億7,000万円を計上いたしております。

また、新たに住民税非課税等となる低所得者の子育て世帯に対する加算分の物価高騰緊急支援給付金の給付に係る経費として、システム改修委託料等の事務費に40万円、物価高騰緊急支援給付金に1,600万円を計上いたしております。

これらの事業に要する経費の財源となる歳入につきましては、国庫支出金におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に6億930万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ6億939万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ189億7,304万3,000円としたものでございます。

次に、承認第3号、令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）につきましては、本年5月31日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

令和5年度の間接市特別会計国民健康保険事業の決算を調製いたしましたところ、歳入総額にあつては46億4,270万円、また、歳出総額にあつては53億340万円となり、差引き6億6,060万円の不足が生じました。

これを補填するため、令和6年度補正予算として、歳出につきましては、8款の前年度繰上充用金に、また、歳入につきましては、8款の諸収入にそれぞれ6億6,066万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,803万1,000円といたしました。

なお、令和5年度単年度収支につきましては、860万円の赤字決算となっております。この要因といたしましては、歳入におきまして、国民健康保険税が被保険者数の減少に伴い、前年度と比較して6,370万円の減額となったこと、歳出におきまして、令和4年度に概算交付を受けておりました普通交付金の精算に伴い3,250万円の返還が生じたことなどによるものでございます。

令和6年度の国民健康保険財政につきましては、国民健康保険事業費納付金総額は減額となっておりますが、その財源となる国民健康保険税についても被保険者数の減少に伴い減額となることを見込まれ、厳しい状況となることが想定されることから、今後につきましても、引き続き国民健康保険税率の適正化、各種補助金等の活用による財源確保及び保健事業への積極的な取組による医療費の適正化に努め、福岡県と連携し、国民健康保険財政の健全化を図ってまいりたい所存でございます。

次に、承認第4号、令和6年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）につきましては、本年5月31日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

令和5年度の間接市住宅新築資金等特別会計の決算を調製いたしましたところ、歳入総額にあつては240万円、また、歳出総額にあつては3億2,100万円となり、差引き3億1,850万円の不足が生じました。

これを補填するため、歳出につきましては、2款前年度繰上充用金に、また、歳入につきましては、2款諸収入にそれぞれ3億1,858万2,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億1,922万1,000円といたしました。

なお、単年度収支におきましては、230万円の黒字決算となっております。

また、債権の回収及び債権放棄による債務残高の減少に伴い、平成22年度決算額6億1,445万円に対しまして、令和5年度決算額は、3億2,102万円となっております。

す。

今後におきましても、未収債権回収に鋭意取り組んでまいります。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております専決処分3件に対する質疑は、6月20日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第7. 承認第5号

日程第8. 承認第6号

日程第9. 承認第7号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第7、承認第5号から日程第9、承認第7号までの専決処分3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第5号及び承認第6号につきましては、関連がございますので、あわせてご報告申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国における令和6年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月30日に公布されたことに伴い、中間市市税条例及び中間市都市計画税条例を改正する必要が生じましたが、これらの法律等の施行日が原則として本年4月1日でありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、承認第5号の中間市市税条例の一部を改正する条例につきまして、主な内容をご説明申し上げます。

まず、賃金上昇が物価高に追い付いていないことによる国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度税制改正により決定されました個人住民税の定額減税につきまして、令和6年度分の個人住民税所得割から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき1万円の減税を実施するものでございます。

また、宅地等及び農地の負担調整措置といたしまして、令和6年度から令和8年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法律の施行日に合わせ、原則として令和6年4月1日とし、その他の地方税法等の改正に合わせた個別の施行日といたします。

次に、承認第6号の中間市都市計画税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

先ほど市税条例の改正のうち負担調整措置に係る部分でご説明申し上げましたと同様に、宅地等及び農地の負担調整措置といたしまして、令和6年度から令和8年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め現行の負担調整措置の仕組みを継続するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法律の施行日に合わせ、令和6年4月1日といたしております。

次に、承認第7号、中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国における令和6年度の税制改正により、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月30日に公布されたことにより、条例を改正する必要が生じましたが、政令の施行日が本年4月1日でありましたことから、税制の一体的な執行のため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求めるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げるものでございます。

次に、低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減措置の拡充を図るものでございます。

具体的には、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の軽減判定の基準の算出におきまして、一人当たりの加算額を、5割軽減にあつては29万円を29万5,000円に、2割軽減にあつては53万5,000円を54万5,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

これにより、5割軽減又は2割軽減が適用される納税義務者の範囲が拡充されることから、国民健康保険税の負担を軽減される方が増加することとなります。

なお、条例の施行日につきましては、政令の施行日に合わせ、令和6年4月1日といたしております。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております専決処分3件に対する質疑は、6月20日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

## 日程第10、承認第8号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第10、承認第8号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（損害賠償の額を定め、和解することについて）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

**○市長（福田 浩君）**

承認第8号、損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

本年3月25日午後7時18分に、相手方車両が中間市道出原・新土手線を走行中、舗装の損傷による穴について、降雨により水がたまり視認が困難であったため、気付かずに当該穴の上を通過した際に、右前輪が落ち込み、当該箇所のタイヤ及びホイールを損傷する事故が発生しました。

本件につきましては、早急に示談をし、相手方に対して損害を賠償する必要がありましたことから、本年5月16日付けで損害賠償の額を2万9,766円とし、相手方と和解することにつきまして、専決処分をいたしました。

なお、損害賠償金2万9,766円につきましては、損害保険会社から相手方に直接支払うこととなっております。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中野 勝寛君）**

ただいま議題となっております承認第8号に対する質疑は、6月20日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第11. 第33号議案**

**○議長（中野 勝寛君）**

次に、日程第11、第33号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

**○市長（福田 浩君）**

第33号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算成立後、間もない時期ではございますが、その後の事情により必要となった経費を計上するものでございます。

それでは、補正の主な内容について、歳出からご説明いたします。

まず、総務費におきましては、旧中央公民館建物解体工事に6,950万円を計上するとともに、工期が来年度に及ぶ見込みであることから、総額1億3,900万円の継続費を設定しております。また、財源調整のため財政調整基金積立金を1億520万円減額い

たしております。

衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種につきまして、これまでの特例臨時接種が終了し、今年度から定期接種となることに伴い、予防接種委託料に1億1,400万円を計上いたしております。

なお、今後につきましては、65歳以上の高齢者等を対象として、住民税の課税世帯にあっては3,300円、それ以外の世帯にあっては0円の自己負担で、本年10月から接種を開始する予定としております。

土木費におきましては、通谷地区の歩道橋の老朽化対策といたしまして、歩道橋を撤去し歩道の新設する経費を計上した当初予算案を3月定例会市議会にご提案しておりましたが、撤去後の踏切横断に係る安全対策が不十分であるとの理由で、この経費について議決をいただくことができませんでした。このことを受けまして、地元との協議等も踏まえ、歩道橋を補修する方針に切り替え、関連する経費として2億4,110万円を計上するものでございます。

教育費におきましては、部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減、また、部活動の地域移行を目的といたしまして、部活動指導員の配置及び地域クラブ指導員への謝金等の経費として、合計610万円を計上いたしております。

予備費におきましては、財源調整のため4,770万円を減額いたしております。

次に、これらの事業に要する経費の財源となる歳入につきましては、国庫支出金におきまして、道路メンテナンス事業補助金に1億1,660万円を計上いたしております。

県支出金におきましては、地域スポーツクラブ活動体制整備事業事務委託金310万円をはじめとして、合計620万円を計上いたしております。

諸収入におきましては、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種助成金に7,490万円を計上いたしております。

市債におきましては、社会資本整備総合交付金等事業に9,340万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ2億9,132万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ192億6,436万6,000円とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第33号議案に対する質疑は、6月20日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

## 日程第12. 第34号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第12、第34号議案、水槽付消防ポンプ自動車の購入についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第34号議案、水槽付消防ポンプ自動車の購入について、提案理由を申し上げます。

現在、消防本部に配備しております水槽付消防ポンプ自動車につきましては、平成16年に購入し、登録から20年目を迎えておりますことから、車両及びこれに附属する消防ポンプなどの機械器具につきまして、経年劣化による不具合が年々増加している状況でございます。

このような状況を改善し、消防活動能力の向上及び本市における各種災害への的確な対応を図るためには、最新の機械器具を装備した水槽付消防ポンプ自動車の導入が必要と考えられますことから、本年度予算に水槽付消防ポンプ自動車購入費を計上し、令和6年3月市議会定例会において議決をいただいたところでございます。

このたび、水槽付消防ポンプ自動車購入につきまして、先月23日に8社による入札を行いました結果、株式会社ハッセイが7,392万円で落札しましたことから、同日付けで同社と仮契約を締結いたしております。

つきましては、同社から水槽付消防ポンプ自動車を購入するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております、第34号議案に対する質疑は、6月20日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第13. 第35号議案**

**日程第14. 第36号議案**

**日程第15. 第37号議案**

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第13、第35号議案から日程第15号、第37号議案までの市道路線3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第35号議案、中間市道路線の廃止について、提案理由を申し上げます。

今回、廃止をいたします路線は、中鶴19号線、中鶴20号線、中鶴21号線、中鶴2

2号線、中鶴24号線及び中鶴55号線の6路線でございます。

これらの路線につきましては、現在実施しております中鶴地区建替事業の事業区画内にありますところ、既存の公営住宅の解体工事と時期を同じくして道路としての設備を除却する予定であり、今後、一般交通の用に供することはなくなりましたことから、廃止するものでございます。

以上のとおり、6路線を廃止するに当たり、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第36号議案、中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回、認定をいたします路線は、御座ノ瀬3号線及び御座ノ瀬4号線の2路線でございます。

これらの2路線につきましては、大字上底井野地内の開発行為に伴い、本市が道路用地の帰属を受けたことにより、当該道路を市道として認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、御座ノ瀬3号線にあつては、平均幅員6.00メートル、実延長76.24メートル、御座ノ瀬4号線にあつては、平均幅員6.00メートル、実延長88.60メートルでございます。

以上のとおり、当該2路線を市道として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第37号議案、中間市道路線の変更について、提案理由を申し上げます。

今回、変更をいたします路線は、中鶴17号線、中鶴18号線、中鶴23号線及び中鶴25号線の4路線でございます。

これらの路線につきましては、先ほど第35号議案でご提案しました6路線と同様に、中鶴地区建替事業の事業区画内にありますところ、それぞれその一部について、既存の公営住宅の解体工事と時期を同じくして道路としての設備を除却する予定であり、当該部分については、今後、一般交通の用に供することがなくなりましたことから、変更するものでございます。

道路の概要といたしましては、中鶴17号線にあつては、幅員3.88メートル、実延長70.50メートルを幅員3.40メートル、実延長39.60メートル、中鶴18号線にあつては、幅員4.87メートル、実延長102.91メートルを幅員5.70メートル、実延長33.20メートル、中鶴23号線にあつては、幅員3.42メートル、実延長164.44メートルを幅員3.40メートル、実延長14.20メートル、中鶴25号線にあつては、幅員4.44メートル、実延長199.43メートルを幅員6.00メートル、実延長69.10メートルに変更するものでございます。

以上のとおり、4路線を変更するに当たり、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております市道路線3件に対する質疑は、6月20日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第16. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第16、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、田口善大議員及び下川俊秀議員を指名いたします。

---

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時33分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            中   野   勝   寛

議 員            田   口   善   大

議 員            下   川   俊   秀